入 札 説 明 書

キャッシュレス決済に係る POS レジ等導入業務委託

川崎市

総務企画局 デジタル化施策推進室

入 札 説 明 書

「キャッシュレス決済に係る POS レジ等導入業務委託」に関する入札等については、公告及び関係 法令等に定めのあるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 キャッシュレス決済に係る POS レジ等導入業務委託
 - (2) 履行場所 川崎市内
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和5年10月31日まで
 - (4) 委託内容 仕様書のとおり
- 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、川崎市「令和5・6年度業務委託の有資格業者名簿」の業種「電算関連業務」、 に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

 $\mp 210 - 8577$

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階

総務企画局デジタル化施策推進室 担当 舟澤・吉井

電話番号 044-200-1826 FAX 044-200-0622

e-mail 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年6月26日(月)から令和5年7月3日(月)までとします。

(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、令和5年7月3日(月)午後5時15分までに、一般競争入札 参加資格確認申請書が川崎市役所総務企画局デジタル化施策推進室に確実に到着する必要があり ます。なお、郵送の場合は郵送した日に(1)の場所に必ず電話をしてください。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、本市の業者登録時に登録されたメールアドレスに、7月5日 (水)に送付します。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年7月5日(水)から令和5年7月12日(水)まで(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メール又は持参にて提出してください。

(4) 質問に対する回答

令和5年7月14日(金)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールにて回答書を送付します。なお、入札参加資格があると認められない者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年7月20日(木) 午前10時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎9階

- (3) 入札保証金 免除
- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札 は、これを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札

参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

- (1) 契約保証金免除とします。
- (2) 契約書の作成
 - ア契約書を作成することを要します。
 - イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。
- (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。